

会議録(配布用)

平成28年 第1回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

平成28年3月28日  
於 甲賀広域行政組合庁舎



## 平成28年第1回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

平成28年第1回甲賀広域行政組合議会定例会は、平成28年3月28日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 山中善治
- 2番 山岡光広
- 3番 土山定信
- 4番 白坂萬里子
- 5番 橋本律子
- 6番 菅沼利紀
- 7番 赤祖父裕美
- 8番 加藤貞一郎
- 9番 鵜飼八千子
- 10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	中嶋武嗣
副管理者	谷畑英吾
監査委員	山川宏治
参与	上西佐喜夫
会計管理者	池本悦子
事務局長	山田剛士
総務課長	佐治善弘
衛生課長	木村尚之
衛生課参事	雲好章
消防長	荒川庄三郎
消防次長	中嶋甚吉郎
消防総務課長	西出敏夫

6 本会議の書記は、次のとおりである。

吉治和美  
中溝慶一

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第 3 議案第 1 号 甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 27 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 平成 28 年度甲賀広域行政組合一般会計予算
- 日程第 13 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。  
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

(開会 午前 8 時 58 分)

議長 (白坂萬里子) 皆さん、おはようございます。本日は何かとご多用の中、組合議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それぞれの議会定例会を終了いたしまして、引き続きの議会でございますけれども、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまから平成 28 年第 1 回甲賀広域行政組合議会定例会を開会いたします。

議会開会に先立ちまして、管理者からご挨拶をいただきます。

管理者。

管理者 (中嶋武嗣) 改めまして、おはようございます。三寒四温と申しますものの、梅の時期から桜の時期へ大きくかじがとられていこうとしておりますし、十字花類の黄色の花も目立つところに相なったところでございます。

本日、平成 28 年第 1 回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、委員各位には大変、年度末でお忙しい中、ご参集を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今議会におきまして、甲賀・湖南両市の平成 28 年度当初予算が決定されたことを受け、本日、本組合の平成 28 年度の当初予算案についてご審議を願うことといたしております。

予算編成に当たりましては、行財政改革基本方針及び消防力整備基本計画に基づき精査したものでございます。

予算案の詳細につきましては後ほど説明させていただくこととし、ここで

主要事業につきましての所信を申し述べさせていただきたいと存じます。

まず、衛生関係では、老朽化が進んだごみ処理施設につきまして、長期的な安定稼働を目指すこととし、基幹設備の改修を平成32年度から34年度にかけ、計画的に実施していきたいと考えております。このため、平成28年度において基本計画となる循環型社会形成推進地域計画を策定し、施設の延命化や省エネや二酸化炭素の削減等の機能向上の方向づけを行うことといたしております。

また、7年間据え置いておりました事業系ごみ処分手数料につきまして、10月から料金を改定し、財源の確保及び廃棄物の一層の排出の抑制を図ることといたしております。

次に、消防関係では、平成12年度から運用を始めました通信指令装置につきましては、老朽化が著しく、高度化した通信手段への対応も困難となってきたことから、平成28年度から平成29年度までの2カ年の債務負担行為により更新することといたしました。更新工事につきましては、現行施設を稼働しながらの工事となり、緊急出動指令体制に支障が生じないように万全の施工計画を立てて実施することといたしております。

なお、行財政改革基本方針と消防力整備基本計画につきましては、平成24年1月の初版に続くものであり、2市の関係課長も参画いただいている本組合行政改革委員会、消防力整備検討委員会、衛生センター施設整備検討委員会において、平成27年度では延べ13回にわたり検討したものを改訂版として本年1月に取りまとめたものでございます。内容の詳細につきましては、議会終了後、事務局から説明させていただくことといたしております。

ところで、去る3月1日、緊急搬送の遅延事案が発生いたしました。本件は、同日18時57分、信楽で発生した交通事故の救急要請に対し、水口消防署の救急隊が出動し、負傷者1名を栗東市内の病院へ搬送する際、高速道路の進入方向を誤ったため、結果的に到着が約30分遅延したものでございます。

人命に直接かかわる重大事案であり、翌朝6時40分に消防長から報告を受け、即座に幹部会の招集と情報共有を、そして公表に至るまでの指示を行い、消防長より各消防署長への緊急搬送の経路の確認の徹底を指示し、救急搬送経路は隊員間で相互に確認し、高速道路の分岐前に隊員間で確認すること等を含め、再発防止の徹底を図ったところでございます。

また、地域の医師等で構成され、救急活動の指示、指導、助言や事後検証、再教育を行う甲賀地域メディカルコントロール協議会へ3月10日付で報告をさせていただきました。

交通事故に遭われた方は、治療のいかにもなく、お亡くなりになりました。本事案との因果関係につきましては、ただいま検証医及び救急医療に精通する医師による検証をお願いしており、結果までにしばらく時間を要することではありますが、改めてここに慎んでお悔やみを申し上げたいと存じます。

最後になりますが、平成21年8月から衛生センター施設整備担当の上西参与が今年度末で勇退されることになりました。6年7カ月にわたり、事務事業の改革に対し多大なご尽力をいただきましたことに対し、改めて謝意を表するものであります。

なお、本日、議会に提出させていただきますのは、条例案件8件、平成27年度補正予算案件1件、平成28年度予算案件1件の合計10件でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。

これから、本日の会議を開きます。

(議会成立 午前9時05分)

議 長(白坂萬里子) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議 長(白坂萬里子) これから、諸般の報告をします。

管理者から交通事故の和解と損害賠償の額について議会の委任による専決処分報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から定期監査の結果及び現金出納検査の結果について2件報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議 長(白坂萬里子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、3番、土山定信議員、5番、橋本律子議員を指名します。

議 長(白坂萬里子) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(白坂萬里子) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長(白坂萬里子) 日程第3、議案第1号、甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の件及び日程第4、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件の2件については、関連がありますので、一括議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者(中嶋武嗣) 失礼いたします。ただいま第1号議案及び第2号議案についての上程をお認めいただきましたので、あわせて2件につきまして、その提案理由を申し述べます。

両議案につきましては、行政不服審査法が全部改正されたことにより、条例を制定するものでございます。

まず、議案第1号、甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の制定については、新たに附属機関として設置する甲賀広域行政組合行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるとともに、記録及び資料の写し等の交付請求に係る手数料を定めるため制定するものでございます。

議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、改正法と整合を図るために関係条例を一括して改正するもので、甲賀広域行政組合情報公開条例、甲賀広域行政組合個人情報保護条例につきましては、審査請求の手續等について改正を行い、甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、審査会委員の報酬額の決定について定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長(白坂萬里子) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第1号、甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の制定についてお伺いしたいと思います。

本条例の3条には、審査会は委員5人以内で組織するとあります。また、第4条では、委員の任期は2年とすると規定されています。私がお伺いしたいのは、この委員の選任について、ご承知だと思いますけれども、この改正法の審査に当たって、衆参両院で附帯決議がされています。例えばですけど、衆議院の附帯決議のところでは、今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利救済の実効性を担保できるようにするため、適切な人材に配慮すること。特に地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申し立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配慮すること、こういうふうに附帯決議が書かれています。附帯決議はほかにもあるんですけど、特に委員選任に当たってこういう附帯決議がされています。

今回、甲賀広域行政組合としても、この不服審査法に基づく審査会を設置されるわけなんですけれども、委員選任に当たってこういう附帯決議を踏まえた選任についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長（佐治善弘） 失礼します。それでは、ただいまの山岡議員の質問に対してお答えします。

行政不服審査法に基づく委員の選任につきましては、ご質問にもありますように、衆参両議院の附帯決議を踏まえた上で、当組合の実情に即し、審査請求に対して公正な判断をすることができ、かつ法律及び行政などに関してすぐれた識見を有する人材を選任しようとする考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

2 番（山岡光広） 今お答えいただいたわけなんですけれども、私がお聞きしたのは、当然のこととしてそういう視点で選任する、当たり前なことなんですけど、甲賀広域行政組合として、例えばですけども、どういった職種の人、どういった人を選任として考えておられるのか。また、当然、この審査会は、例えばですけど、甲賀市も設置される、湖南市も設置されるわけです。そこで選任された方と兼職ということはあるのかどうか、その点も含めてお尋ねしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 執行部。

総務課長（佐治善弘） すいません、失礼します。

ただいまのご質問につきましては、法律に関してすぐれた見識ということで弁護士さんを予定しております。それと行政関係につきましては、行政に精通した方をお願いしようと考えております。

あと、甲賀市、湖南市との兼職につきましては、今のところは考えておりません。うち独自というか、うちでまた選任をしたいと、そういう考えであります。

以上でございます。

2 番（山岡光広） 結構です。

議長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第1号、甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(白坂万里子) 挙手全員です。

したがって、議案第1号、甲賀広域行政組合行政不服審査法施行条例の件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(白坂万里子) 挙手全員です。

したがって、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長(白坂万里子) 日程第5、議案第3号、甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(中嶋武嗣) 議案第3号、甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正により、任命権者の人事行政の運営状況に関する報告事項に新しく項目が追加されたこと、また、行政不服審査法の改正により文言が修正されたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、この条例は、改正法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(白坂万里子) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(白坂万里子) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第3号、甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(白坂万里子) 挙手全員です。

したがって、議案第3号、甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長(白坂万里子) 日程第6、議案第4号、甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(中嶋武嗣) 議案第4号、甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正により、これまで降任に含まれておりました降給が別に定義されることとなったため、当該条例において必要な事

項を定めるため制定するものでございます。

なお、この条例は、改正法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第4号、甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第4号、甲賀広域行政組合職員の降給に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第7、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（中嶋武嗣） 議案第5号、甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化されたことから、調整率等につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、法律の施行日であります平成27年10月1日から適用することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第8、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） 議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、昨年8月6日に人事院が国家公務員の給与について勧告を行い、また、本年1月26日に国家公務員の給与の改正法が公布されたことに伴い、国に準拠し、職員の給料並びに勤勉手当の改定を行うものでございます。また、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

平成27年度の人事院勧告では、国家公務員と民間の給料において0.36%、ボーナスにおいて0.11カ月分の格差があることから、給料及び勤勉手当を昨年に続き引き上げる等の内容となっております。

まず、第1条では、平成27年度分につきまして、別表第1のとおり、給料を平均0.4%引き上げ、また、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるもので、給料につきましては平成27年4月1日に、勤勉手当は同年12月期に遡及適用するものでございます。

第2条は、平成28年4月1日から勤勉手当の引き上げ月数を6月と12月に割り振りするものであります。また、地方公務員法の改正により、昇給及び勤勉手当の支給につきまして、人事評価の結果を反映させるために必要な改正を行うことといたしております。また、行政不服審査法の改正により、同法を引用する部分につきまして改正を行うこととしております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長（白坂萬里子） 日程第9、議案第7号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） それでは、議案第7号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本案は、衛生センターにおける事業系ごみ処分手数料について改定を行おうとするものでございます。衛生センターごみ処理施設は、長期的な安定稼働を目指しておりますが、老朽化対策におきましては、施設改修における多額の費用と長期の焼却停止に対応していく必要がございます。このようなことから、処理しております約4割を占める事業系一般廃棄物につきましては、平成21年6月に10キログラム当たり100円から180円に改定して以来、今後の施設の維持管理状況を見据えた中で定期的な見直しを行うこととして、7年近く据え置いてまいりました。

今般、ごみ処理施設に係る一般的な装置設備の耐用年数及び建設・整備の

起債償還期間をもとに償還額、施設建設費、人件費、維持管理費、最終処分などに係る直接処理費の年平均額をもとに算出いたしました結果、年平均単価が10キログラム当たり265円となりましたことから、事業系のごみ処分手数料につきましては、平成28年10月1日から、現行の10キログラムごとに180円を220円に改定しようとするものでございます。

施設の延命化、長期安定稼働のための維持経費の財源確保と、廃棄物の適正処理として一層の排出の抑制、分別、再生利用の促進により、ごみ搬入量の増加抑制を図り、安定したごみ処理施設運転の継続のためにも、避けて通れない改定であるものと考えております。

詳細につきましては事務局からご説明いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 事務局に対し細部説明を求めます。  
事務局。

（事務局長（山田剛士）議案第7号の細部説明をする）

議 長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番、赤祖父裕美議員。

7番（赤祖父裕美） それでは、ただいまの議案第7号につきまして質疑をさせていただきます。

事業系の可燃ごみ処分手数料、10キログラム180円が220円に改定されます。財源の増ということで質疑をするつもりでしたけれども、ただいま5,500万円増と言われましたね。ということでした。ごみの搬入量の増加抑制にどれぐらい寄与すると考えているのかをお聞きしたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。  
事務局。

衛生課長（木村尚之） それでは、赤祖父議員のご質問にお答えさせていただきます。ただいま、収入増につきましては、事務局長のほうからご説明申し上げたとおりでございます。

今回、手数料改定に伴う事業系ごみ搬入量の増加抑制への寄与についてでございますけれども、前回、平成21年度改定時に伴う事業系ごみ量に関する効果は、改定前と比べて8%以上の減量となったものでございますが、その当時は国内全体における景気悪化の影響を大きく受けたことも要因の1つと捉えております。

今回、改定に伴う事業系ごみ量につきましても、今後の社会情勢によって影響を受ける分はあるかと思っておりますけれども、排出事業者に対しては一定の減量・抑制に対する動機づけにつながるものと考えております。環境省の一般廃棄物処理有料化の手引による手数料の料金水準と排出抑制効果の関係調査結果でも、料金水準が高くなるほど排出抑制効果が高くなると示されているところでございます。

当施設といたしましても、今回の改定により、当施設において2炉運転での安定焼却量を3万8,000トン／年を目指す中で、資料の2ページに示しております平成25年度当時の年間事業系ごみ搬入量の1万5,000トン程度を一定の目標数値として期待しているものでございます。

以上でございます。

議 長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

7番（赤祖父裕美） 3万8,000トンが目標値、ちょっと聞き取れなかったんですけど、もう1回、その目標値と、それから、その事業者に対しまして、このような改定で延命措置、ごみ焼却炉を長く使っていくためにということ

の周知徹底というところはどうのように業者に対してされていきますか。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） 目標値でございますけれども、ごみ量搬入量は全体で3万8,000トン程度を目指しておりますけれども、事業系ごみの搬入量につきましては年間1万5,000トンを目標に期待しているところでございます。

それから、改定に伴う周知でございますけれども、この議会で可決いただいた後につきましては、両市等の連携を図りながら、まずは許可業者を通じて事業排出事業者様のほうに周知を行い、また、許可業者のほうにも周知をするところでございます。また、本組合のホームページ、両市の広報にお願いいたしまして周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） これで赤祖父裕美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第7号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長（白坂萬里子） 日程第10、議案第8号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） 議案第8号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し述べます。

本議案は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行により、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、本省令の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかったグリドルつきこんろ等の設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る隔離距離について、省令と同様の改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(白坂萬里子) 挙手全員です。

したがって、議案第8号、甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長(白坂萬里子) 日程第11、議案第9号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(中嶋武嗣) 議案第9号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由を申し述べます。

本案は、年度末を迎え、所要の補正を行うものでございます。

歳入の主な内容につきましては、衛生関係では、搬入量の実績を踏まえた清掃手数料を、また薬剤供給設備改修事業費の確定に伴い、組合債をそれぞれ減額するものでございます。

消防関係では、諸収入におきまして、新名神高速道路支弁金確定に伴う増額、車両関係保険金及び弁償金を計上いたしました。

また、両市からの負担金につきましては、2,039万4,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費、滞納整理費、衛生費、消防費のそれぞれの費目における人件費において、平成27年度の人事院勧告、また職員異動や共済負担金率の確定による増減を行っております。

衛生費では、歳入におきましても触れましたが、2月16日に完了いたしました薬剤供給設備改修の工事費確定により、179万3,000円の減額を行います。

消防費におきましても、人件費補正のほか、庁舎管理業務に係る委託料、自動車リース料等の確定、また庁舎空調、消防車両の燃料価格の変動等により、916万6,000円の減額補正を行うことといたしております。

以上、歳入歳出それぞれ1,241万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億3,177万9,000円といたしたいものでございます。

なお、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(白坂萬里子) 事務局に対し細部説明を求めます。

事務局。

(事務局長(山田剛士) 議案第9号の細部説明をする)

議長(白坂萬里子) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(白坂萬里子) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(白坂萬里子) 挙手全員です。

したがって、議案第9号、平成27年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(白坂萬里子) 日程第12、議案第10号、平成28年度甲賀広域行政組

合一般会計予算の件を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（中嶋武嗣） それでは、上程いただきました議案第10号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

衛生関係では、し尿処理施設を平成24年度までに更新し、適正処理の確保や運転効率の向上を実現することができました。一方、稼働後21年を経過するごみ処理施設につきましては、老朽化の著しい設備から計画的に整備を行っておりますが、将来にわたり安定した長期稼働を目指す上で施設全体に係る大規模改修が必要不可欠な状況となっております。

消防関係におきましても、引き続き市民の安心安全を確保するために消防力の整備充実を図っていかなければなりません。また、本予算案にも計上しておりますが、平成12年度の運用開始以来老朽化が進み、高度化する通信手段への対応も困難となった消防緊急通信指令システムの更新を行う必要があります。

平成28年度の予算編成につきましては、これら諸課題を含めまして、長期的な視点で必要な経費に絞り込んで計上させていただいているものでございます。

歳入の主な内容につきましては、両市からの負担金として29億8,602万6,000円を計上いたしております。

次に、歳入の1割を占める使用料及び手数料は3億9,144万1,000円で、昨年度とほぼ同水準を見込んでおります。公共下水道の進捗によるし尿・浄化槽汚泥の処理手数料の減額の一方、事業系ごみ処分手数料の改定に伴う増額を見込んだものでございます。

また、本年度予定しています事業において3億5,800万円の起債を行う予定といたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

衛生関係では、循環型社会形成推進地域計画の策定を行うことといたしております。これは、今後の廃棄物処理施設等の整備に伴い、国の支援制度を活用するために必要となるもので、本地域における廃棄物処理の方向性を示すものでございます。

また、し尿処理において、安定した水処理に必要な水源を確保するため、1,690万円をかけ井戸改修工事を予定いたしております。ごみ処理施設においては、前期・後期に分けて行う定期点検整備工事のほか、設備修繕工事費に2億746万3,000円を計上いたしました。

消防関係では、平成28年、29年度の2カ年をかけて行う高機能指令施設整備事業の平成28年度分として3億5,287万8,000円を計上いたしました。消防車両の整備では、信楽消防署及び湖南石部分署配備の水槽付消防ポンプ自動車2台の更新を予定いたしており、9,400万円を計上しております。

この結果、平成28年度の当初予算は、前年度と比較いたしまして4億2,619万5,000円、率にして12.76%の増額となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億6,699万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） 事務局に対し細部説明を求めます。

事務局。

（事務局長（山田剛士）議案第10号の細部説明をする）

議 長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行い

ます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、7番、赤祖父裕美議員。

- 7 番（赤祖父裕美） 平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算につきまして質疑をさせていただきます。

ページ、10ページ、5款組合債、目1衛生債、井戸改修の減額3,620万円であります。その理由と、そして場所、また、今議会に上がってきます理由といたしますか、内容、今、ちょっとお聞きいたしましたけど、もう少し詳細についてお聞きしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） それでは、ただいまのご質問に対しまして、衛生課からお答えいたします。

予算書10ページ、歳入、5款組合債、1目衛生債、井戸改修工事に伴う地方債についてであります。本案に対する事務局細部説明で概要をご説明申し上げます。

まず、設置理由ですが、当衛生センターし尿処理施設では、し尿等の水処理に必要な希釈水として使用する水源確保として、現在使用しているし尿処理施設専用の井戸が施設内に1カ所あります。この井戸は平成15年度設置で、経過年数13年目であります。近年におきましては、井戸水を取水する際、砂利が混入し、井戸本体の腐食による劣化が見られ、このまま砂利が混入した井戸水を継続使用すれば、水処理設備の故障へとつながるおそれがあります。このため、新たな水源確保のため、し尿処理費において地方債1,140万円の借入れを計画し、事業費1,690万円の井戸改修工事を行おうとするものでございます。

なお、井戸の改修場所につきましては、本予算案についてご決定いただいた後、当衛生センターの敷地内において設置場所を決定し、計画するものでございます。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

- 7 番（赤祖父裕美） 起債1,140万円、井戸改修総事業費1,690万円ということで、し尿処理に対する井戸で、場所は敷地内ということで回答いただきました。

この工事については、単年度、今年で終了の見通しでよろしいでしょうか。

議長（白坂萬里子） 答弁を求めます。

衛生課長（木村尚之） 改修事業につきましては、本年度内で完了を計画しております。今年度内で終わる予定にしています。

議長（白坂萬里子） これで赤祖父裕美議員の質疑を終わります。

続いて、2番、山岡光広議員。

- 2 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第10号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算について、7点お尋ねしたいと思います。

まず、1点は、8ページの1款分担金及び負担金のところです。先ほど歳入説明の中でもありましたけれども、参与負担金が廃除科目となっております。経過と今後についてお尋ねしたいと思います。

2つ目は、2款使用料及び手数料のところ、ページで言いましたら9ページに当たります。ごみ処理手数料、過年度分の212万5,000円が計上されていますけれども、滞納の内訳と滞納の解決の見通しについてお尋ねします。

それから、同じく9ページ、4款の諸収入のところに新名神高速道路支弁金1,100万円が計上されています。その積算の根拠についてお尋ねしたい

と思います。

それから、歳出に移りまして、17ページ、3款衛生費、1目13節の委託料のところにし尿くみ取り委託1億2,832万8,000円が計上されています。委託契約の概要、委託先はどこか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、5番目は、19ページの3款衛生費、2目13節委託料のところ、し尿収集車の流量計貸借料721万3,000円が計上されています。その内容についてお尋ねしたいと思います。

その次、6番目は、ページで言いましたら24ページです。4款消防費、1目15節工事請負費のところ、歳入にもかかわることですけれども、先ほどご説明が若干ありました。高機能指令施設整備工事、今年度の場合は3億4,260万円が計上されています。2カ年事業であって、整備そのものは私も必要だと思いますけれども、設計の概要と設計に至る経過の中でどのような先進事例を参考にされたのか、現行の施設と何がどのように充実されるのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、7番目、25ページの18節備品購入費です。今回、水槽付きの消防ポンプ自動車2台9,400万円が計上されています。一般的に消防車両の更新の基準についてあるのかについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） ただいまの一般会計予算に対します山岡議員からのご質問に対しまして、私のほうから。1点目のご質問、歳入、1款分担金及び負担金の参与負担金が廃除科目となっている、経過と今後についてということのご質問であります。平成21年度当時、老朽化しておりました衛生センターし尿処理施設の水処理設備の大型改修に向けた事務を進めておりましたが、整備仕様、契約方法、業者選定等々の建設事務全般について、行政法規に精通し、公共建設事業に豊富な経験を有する特別職非常勤職員として施設整備担当参与が設置されました。

その後、衛生センター施設整備検討委員会の委員長以外にも、平成23年4月から組合全体の指導的役割として甲賀広域行政組合行政改革委員会、消防力整備検討委員会の委員長も兼任されることになりました。今般、ごみ処理施設整備、消防力整備について一定の道筋が整ったことから、管理者の開会のご挨拶にもありましたように、退任されることになりましたので、平成28年度予算については参与負担金を計上せず、廃除科目としております。

以上です。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） 続きまして、衛生費関係につきまして、衛生課からお答えいたします。

予算書9ページの平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算における衛生関係、ごみ処分手数料の過年度分212万5,000円の計上についてでございますけれども、衛生センターごみ処理施設において、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の過年度分のごみ処分手数料が未徴収となっているものでございます。

未納対象業者につきましては2社ございます。予算計上額の内訳といたしまして、A社が調停合意内容に基づき月額17万円の分納納付で12カ月分の204万円、それから、もう1社、B社が誓約書に基づき一月6万円の分納納付で1カ月分と残額合わせて8万5,000円を計上しているものでございます。

現在、誓約どおり履行中ですが、未納の解決につきましては、誓約どおり

納付されれば、A社は平成29年4月に完納、B社は平成28年5月に完納となる予定でございます。

それから、歳出、予算書17ページのし尿くみ取り業務の委託につきましては、3業者ございまして、甲賀市内にある株式会社水口テクノス、蒲生郡日野町管内にある株式会社日映日野及び株式会社ヒロセでございます。

委託概要でございますけれども、本組合により各業者の収集区域を定めまして、し尿くみ取りを利用される各家庭、事業者のし尿の収集運搬を委託契約しているものでございます。

委託料につきましては、前年度の投入実績及び直近の減少率から年間収集量を推定し、それに例規で定める委託料の算出基礎額20リットル当たり247円を乗じて委託料を計上しているものでございます。

それから、予算書19ページ、し尿収集車流量計賃借料につきましては、従来、し尿収集のくみ取り量の確認は、収集車両のタンク後方に設置してあるガラス管ゲージにより目視で行われてきましたが、より正確な計量方式として平成8年度から電磁流量計を搭載して計量しているものでございます。

現在、管内の下水道の普及に伴い、し尿くみ取り業務の減少から、平成8年度当時からは搭載台数も減少しておりますが、現在、委託3業者の所有車両14台に流量計を搭載しております。搭載当初からの更新計画に基づき更新しており、平成28年度につきましては、8台の流量計の更新を行い、賃借料269万円、過年度に更新した賃借料452万3,000円で、合計賃借料721万3,000円であります。賃借期間5年を満了した流量計につきましては、機能の劣化状況を確認しながら効率的な更新をしているものでございます。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 事務局。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。山岡議員の消防関連の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1点目、新名神高速道路支弁金の積算根拠につきましては、昭和55年12月に建設省、消防庁、日本道路公団3者で締結されました高速自動車国道における救急業務に関する覚書によりまして、地方交付税法に定める常備消防費の救急業務費をもとに高速道路上において発生する救急事案件数、管轄する管内インターチェンジ数及び人口をもとに算定しております。

次に、高機能指令施設整備工事についてお答えいたします。

このたびの設計概要は、手元資料にも一部つけさせていただきましたが、総務省消防庁が示しております高機能消防指令センター総合整備事業の基本プランをもとに、最近整備されました県内の同規模消防本部、東近江、湖北、彦根消防本部を参考にするとともに、議員派遣で視察いただきました北はりま消防組合などの先進事例も考慮し、設計を実施しております。

基本機能は現行指令台と同等でございますが、変更になった部分は次のとおりでございます。現行では指令台が2席のところ、3席となり、加えて指揮台が整備されます。また、大画面地図表示盤が液晶画面となり、多機能に情報を映し出せるようになります。そのほかには、メール119機能として、119番補助受け付け装置、災害出動で署々の無人時に対応する駆け込み通報装置、職員招集メール機能としての携帯電話一斉指令装置、災害発生現場の状況を把握するための画像伝送装置、以上の各装置を新たに設けさせていただきますとともに、気象観測装置については、甲賀市と湖南市それぞれで警報、注意報が発令となりますので、現行の2式（水口、信楽）から3式（水口、信楽、湖南市）となります。

なお、その効果といたしましては、デジタル無線システムと連動し、指令

室にて出動している車両状況を大画面地図表示盤で視覚的に一元管理することができることにより、災害現場と音声通信を何度も行うことなく現場状況及び出動車両状況が容易に把握できるため、迅速的確な現場指示を行うことができ、被害を最小限にとどめることにつながります。また、携帯電話一斉指令装置では、不足する消防力を補完するため、人員を招集するための装置となります。

次に、水槽つき消防ポンプ自動車の更新基準についてお答えいたします。

来年度予算計上しております水槽付消防ポンプ自動車2台につきましては、登録から20年を経過し、更新の予定をしているものでございます。使用期限を示す法的根拠はございませんが、日本消防検定協会が示す消防用車両の安全基準では、消防ポンプ自動車の使用期限、修理の対応年数及び交換部品の供給対応年数については、メーカーが設定して使用者に提示するものと規定されております。

なお、メーカー数社に使用期限を確認したところ、15年との回答を受けております。また、他消防本部からのデータによりますと、大津市、岐阜市、豊中市等中核市34本部の水槽付消防ポンプ自動車の平均更新年数は14.8年となっております。

消防車両の整備には有力な財源となる補助金の確保が年々厳しくなっている現状を踏まえまして、日々の車両管理を徹底し、維持管理に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議  
2

長（白坂萬里子） 山岡議員。

番（山岡光広） 今ご答弁いただきました。若干、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の参与に関する事です。経過はわかりましたけれど、私が聞きたかったのは、一定の道筋が整ったから今回廃除ということなんですけれども、このことに関して本人の意思なのかどうかという、そのところが1点。それから、私は冒頭の質疑のところ、今後についてどうかということをお尋ねしていましたので、その点についてもお尋ねしたいと思えます。

2つ目のごみ処理の手数料の事に関して、滞納に関する説明をいただきました。そこで、1つだけ確認のためにお尋ねしたいんですけど、先ほど、A社、B社の事に関しておっしゃったわけなんですけど、分納と誓約というふうにおっしゃいました。その違いをちょっとお尋ねしたいと思えます。

それから、新名神の支弁の事についてですが、基本的には、額の変動については救急の出動の件数をどこら辺ぐらいに見るのか、ここによっていわば予算の積算は変わってくると、こういう理解でいいのかわかるか、また、今回の場合はそこは何を基準にしてつくられたのかわかるかということをお尋ねしたいと思えます。

それから、次のし尿くみ取りの委託の問題についてですが、ご説明いただきました。わかりました。この機会にですけれども、この契約については、当然、随意契約だというふうに理解しますけれど、随意契約の基本単価、契約については、その年度その年度で見直しをされているのかわかるか、その点についてお尋ねします。

その次のし尿収集の流量計の事です。私、ちょっとわからなかったのをお聞きしたかったんですけど、流量計をつけるということは、これまであったメーターというのか、それで目視をするよりもきちんとした流量計をつけるというのは当然のことやと思うんですけど、その流量計に貸借料を充ててるということがちょっと理解できなかったの、その点についてお尋ねし

たいと思います。

それから、高機能指令施設整備工事に関してです。債務負担行為がありまして、合計で言いましたら、28、29で5億8,813万円と、こういうご説明がありました。後ほど消防力強化についての説明が全協であるということなんですけれども、その中にも示されているのは、平成27年度に実施設計を行って、平成28年度及び29年度に整備を図るものとするというふうに書いています。

私、今議会というか、去年の10月から甲賀広域行政組合の議員をさせてもらっているわけなんですけれども、平成27年のときに実施設計をされているわけですので、新年度の予算案のときには、その実施設計についてはこういう実施設計が組まれたんですよと、ですから、こういう予算を計上しましたというような資料が提供されて、そして議論するというのが当然のことではないかなというふうに思うんです。後で全協の場で消防力強化全体についてご説明いただいて、その中にその1項目があるということは理解をしているんですけど、ちょっと話が逆で、私たちにはまず全体像についてきちっと説明いただいて、その後、予算案としてはこういう予算を計上しましたというふうにご説明をいただけたら非常にありがたかったなと思うんです。その点、もしあるのであれば、実施設計については資料提供していただけないかなというふうに思います。

それから、最後の備品購入費に関しては、どこの消防車両についても非常に大事に使っていただいております。ほんとうに整備も含めて大事に、維持管理についてもきちんとしていただいているわけなんですけど、先ほど、おおよそですけど15年というふうにおっしゃいました。今、甲賀広域行政組合が保有されているこういう消防車両については、それを基準にすれば、例えばAという車両はこの年度で更新しなければならぬとかいうような全体の更新の計画については、当然お持ちだと思うんですけど、そういう計画性はあるのかどうか。先ほどおっしゃったように、補助金額が非常に削られてきているというか、制約されてきている中で更新も思うようにいかないという側面は当然あるかと思うんですけど、その点についてどうなのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 再質問に対する答弁を求めます。

管理者。

管 理 者（中嶋武嗣） それでは、第1問の参与の今回のご勇退の件についてお答えいたします。

当初、衛生センター施設の整備検討計画が浮上してまいりました。当然ながら、有識である方であり、当行政組合に対しますところの詳細にわたっての事業内容を熟知しておられるということから、上西参与にお願いさせていただきました。非常に行政改革あるいはまた消防力整備計画等の課題が大きい中、取り組みをいただきながら、一定の道筋がついたということから、今回は本人様から体調も含めた中でご勇退の意思がございましたので、その意思を拝聴させていただきました。

なお、同氏におかれましては、7年有余カ月の長期にわたり、ほんとうに粉骨砕身、当行政組合のためにお力添えを賜ったことを改めて管理者よりも感謝を申し上げるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） 衛生関係につきまして、再質問にお答えいたします。

まず、歳入のごみ処分手数料の未納の分でございます。1社につきましては調停合意というご説明をさせていただきましたけれども、一定、分納誓約

の中で不履行が生じた経緯がございまして、議会のご承認をいただきながら法的措置をして調停合意に至った金額でございます。

それから、もう1点、歳出のし尿くみ取り委託の関係でございます。資料、歳出の17ページ。これにつきましては、生活にかかわる重要な業務でございますので、廃棄物処理法におきましても、十分、委託を遂行するに足りる人員、それから財政的基礎、それに加えて、受託しようとする者につきましては、相当の経験を有する者であることというような形で廃棄物処理法には定めております。これを受けまして、当組合につきましては、法それから組合廃棄物の処理の条例に関しまして適用した者というような形で、本来的には受託者側が毎年申請した書類に基づいて審査を行って3業者に委託したものでございます。ですので、3業者についても、この契約に係る委託料につきましてはご承知のものというふうに捉えておりますので、当然、この金額で一定改正は行っておりません。

それから、し尿収集流量計の賃借料でございますけれども、1台当たりかなり高額な設備でございますので、一定の財源確保よりも平準の予算のためにリースというような契約方法をしております。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 事務局。

消防長（荒川庄三郎） 消防関連のご質問にお答えさせていただきます。

まず、支弁金でございますけれども、大きな変動ファクターは出動件数でございます。100件を境に2.5倍と3倍という形で倍率が変わってまいります。ちなみに、昨年26年度は107件ということで、100件をまたぐ形で推移しておりますので、そこで掛け数が2.5と3という形でございますので、今回、少ない数字をとらせていただいております。

次に、高機能指令システムの設計でございますけれども、本日、お手元に表示させていただきましたシステム概要、指令台、指揮台、表示盤、指令伝送装置、気象情報収集装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、音声合成装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置、統合型位置情報通知装置、消防支援システムと添付する平面図が現在設計の中で入れるところでございます。設計完了が本日付となっておりますので、十分なお説明資料を用意できませんこととお断り申し上げます。

それから、消防車両の件でございますけれども、消防車両につきましては、今回のところ、全ての車両が20年をもって更新される途中でございます。次期の更新年度につきましては、できる限り安全等を見まして、さらなる更新計画を樹立したいと思っております。本日、後段でございます消防力整備の中でまたご説明を申し上げますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、回答といたします。

議長（白坂萬里子） ほかに質疑はありませんか。

土山議員。

3番（土山定信） よろしいですか。それでは、ただいまの同僚議員の質問にご答弁いただいた中で、少し私は理解できませんでしたので、1点だけお聞きします。

予算書の19ページ、先ほどの流量計の話です。大変高額であってというような再質問でご答弁がございました。その中で何台分の流量計のリース料なのか、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど。お願いします。関連質問でお許し願いたいと思います。

議長（白坂萬里子） 答弁を求めます。

事務局。

衛生課長（木村尚之） それでは、流量計の更新につきまして。計画につきましては、平成26年度、それから27年度にかけて流量計6台、28年度に8台、計14台の更新を行う計画で進めております。

以上です。

議 長（白坂萬里子） 土山議員。

3 番（土山定信） 私は今年ならさせていただきましたので、どの程度の金額のものかわからないんですけど、一般の人から見たら高額だと思うんですけど、14台で700万のリース料を払っていく。これは妥当な金額なのか、そこだけを教えていただけますか。

議 長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） 流量計につきましては、1台当たり1,600万余りの高額でございます。

以上でございます。

議 長（白坂萬里子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

衛生課長（木村尚之） 1台250万ということで。申しわけございません。

3 番（土山定信） 1台250万。わかりました。

議 長（白坂萬里子） それでは、質疑を終了いたします。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） これで討論を終わります。

これより、議案第10号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第10号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議 長（白坂萬里子） 日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、5番、橋本律子議員。

5 番（橋本律子） 5番、橋本律子です。よろしくお願いたします。通告どおり、2点お願いたします。

その前に、先ほど管理者のご挨拶の中でも今までの経過のご説明をたくさん伺いました。そして、一般質問を出してから、その後、いろいろな資料をお伺いさせてもろうて、その内容を知った点もございしますが、通告どおりさせていただきます。

まず、お亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、各関係者の皆様には特段のご配慮をいただき、また、先ほどの改良点にいろいろな対策を講じられたことも心より感謝申し上げます、その上で質問させていただきます。

1つ目でございます。緊急搬送における遅延についてであります。

1点目、事故及び遅延の真相をお伺いいたします。まず、救急活動中の留意事項の徹底と指示伝達手段の再確認が十分に図られていたかどうか。また、機関員の地理的な把握はどうであったのか、お伺いいたします。

2点目、1秒を問う職務を毎日いただいているところでございます。その中でGPS、いわゆる人工衛星通信の対応が現在ないために、本日お伺いしました高機能のいろいろなシステムを構築していただいているとは聞きます

が、ナビによる確認ができていたなら誤りにつながらなかったのではないかと私なりの危惧をしたところでございます。二重の安全点検マニュアルが求められますが、実情はどうでございましょうかという質問でございます。

また、今後、そういった通信システムが早急に必要と思うがご所見はで、ただいま、その計画をお伺いしたところでございますが、よろしく願います。

大きく2点目、再発防止に向けました緊急体制についてお伺いいたします。

指示の慎重さと確認の徹底が問われてまいります、今後どのように図られますかという点でございます。

その2点目で、運転者の専門的な研修の実施を今後求めるところでございますが、その点についてお伺いいたします。

大きく2点目でございます。ごみ処理事業の民間委託について。この点につきましても、いろいろな計画がなされている中、年次を追って委託事業に移行するという事もお伺いした上で、次の点をお伺いいたします。

1点目、民間委託の概要をお伺いします。民間委託への経緯、理由及び影響について。財政面の変化はいかがでしょうか。運用と責任分担はどのようになるのでしょうか。市民にとってのメリット・デメリットはどのようになるのでしょうか。また、円滑な運用のための機構づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、ごみの減量化、地球温暖化防止などに対するチェック体制は今後どのように図られるのでしょうか。そして、設置者の責任範囲はどのように変わってくるのでしょうか。

以上の点、よろしく願います。

議長（白坂万里子） 質問の答弁の前に際しまして、暫時休憩を10分いたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前10時58分）

議長（白坂万里子） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

橋本律子議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） それでは、ただいまの橋本議員の一般質問にお答えいたします。

今回の緊急搬送におけますところの遅延事案では、的確・迅速な救急搬送ができておらず、消防業務への信用を裏切り、失墜させることになりました。このことを受け、消防長には、今回の事故発生要因を調査し、両市民の安心安全のかなめとして消防本部職員が一丸となり再発防止に取り組むとともに、住民が安心できる救急搬送を実施するよう指示を出させていただきました。詳細につきましては、消防長よりお答えをさせていただきます。

次に、衛生事業にかかわります民間委託への経緯及び民間委託の理由について答えさせていただきます。

本組合におきますところの行財政改革の取り組みを強化することとなりました平成22年度当時の本組合の構成団体である両市におけますところの行財政改革は、職員数の削減、業務の委託、施設の統廃合、情報公開の推進、市民参加の拡大など多岐にわたる諸課題に取り組まれ、指定管理者制度の導入、公と民との協働、さらには役割分担について新しい制度を実現されておりました。

このような中、本組合におきましても、旧態依然からの脱却を図ることが市民の負託に応えることと捉まえ、全ての面において見直しを行い、スリムな行財政運営を目指して、ごみ処理施設におきましては、ごみ搬入者への受

け入れ計量業務、並びにごみ搬入車両の誘導案内業務などにつきまして民間活力の有効利用を実施させていただいたところでございます。

次に、設置者の責任範囲はどう変わるかについてお答えいたします。

ごみ処理施設におきますところの焼却運転管理業務や粗大処理施設の運転管理業務など、施設の安全稼働に影響を及ぼす重要な業務につきましては、本組合職員による直営を継続いたしております。

今後、このような主要業務を民間へ委託した場合でも、廃棄物処理法をはじめ、関係諸法令に基づいて適正に処理していかなければならず、一般廃棄物の可燃ごみの処分につきましては、現在と同様に設置者である本組合の責任・管理のもとで行っていかねばならないものでございます。

そのほかの民間委託による影響に関するご質問につきましては、事務局長から答弁をさせていただきます。

以上、私よりの答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 事務局。

消防長（荒川庄三郎） 1点目の救急搬送時における遅延事案の状況についてご説明申し上げます。

まず、救急要請があり、現場到着するまでに、管内の病院の受け入れが困難で管外病院に搬送する可能性が高いことが考えられたため、高速道路での搬送を考慮し、隊長より救急車を運転する機関員に対し、草津ジャンクションでの誤通行防止の注意喚起を行いました。

その後、搬送病院が栗東市の済生会滋賀県病院に決定し、隊長から機関員に病院名がしっかり伝えられ、相互に確認がとれておりました。さらに、現場出発後、信楽インターチェンジ進入前に誤通行防止のため、隊長が機関員に名古屋方向に進行するように指示をいたしました。しかし、草津ジャンクションでの指示事項を機関員は信楽インターチェンジでのことと勘違いし、信楽インターチェンジから名古屋方向に進行したため、搬送時間が遅延したものでございます。

なお、運転をしていた職員は、消防に採用後、救急隊員として約900件の出動をしており、また、機関員としては平成23年11月から業務につき、今までに390件の出動を行い、済生会滋賀県病院には21回の搬送経験がありました。

次に、GPS機能の対応とカーナビゲーションによる確認につきましては、本組合の通信指令台のシステムはGPS機能による車両の位置情報の確認には対応していないのが現状でございます。

なお、救急自動車にはカーナビゲーションを搭載しておりますので、今後、隊長と機関員で搬送経路について誤認識がないように確認を徹底するとともに、病院が決定すればカーナビゲーションを活用して二重の安全策を講じ、なおかつ高速道路分岐部では隊員間相互で呼称確認することを徹底しております。

次に、搬送経路確認についての通行実施訓練及び研修につきましては、各消防署に安全運転管理者を配置し、その者の指導のもと、安全運転の教育指導を実施しております。あわせて、機関員の運転技術向上のため、県内の研修施設において緊急自動車ドライバー安全研修を受講させております。

また、搬送経路につきましては、今後の訓練において救急告示病院の所在地把握や搬送経路の確認を行い、地図あるいはインターネット等の情報をもとに高速道路などの分岐部の確認を行い、地理を把握した上で現場に即した搬送経路に臨機に対応できるよう、また誤通行のないように機関員の知識向上を図るとともに、スキルアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、今後のGPS機能の導入につきましては、現在、全ての消防車両の

車両動態管理装置内には現在位置を測位する機能が備わっております。新指令台更新とともに車両位置情報を地球経緯度から指令台地図上に落とし込み、位置を把握することが可能となります。しかしながら、このシステムはカーナビゲーション機能を有しておらず、あくまでも災害現場における消防車両出動状況を把握し、より効果的な消防戦術を展開するためのものであります。現況では指令台との連動がシステム上困難なため、各車両の位置情報を利用することができないものであります。

次に、再発防止に向けた救急体制につきましては、事故防止の徹底を図り、再発防止策を実施するため、機関員への教育指導及び救急隊員間の活動中での連携をさらに強化するための具体的な確認方法、活動方法の通知を行い、安全確実、迅速な救急搬送の徹底に努めてまいります。

また、今後も緊急自動車を運行する技術を向上させるため、専門的な研修を受講させ、安全確実な搬送ができるように対応、努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

議長（白坂萬里子） 事務局。

事務局長（山田剛士） それでは、ごみ処理事業の民間委託による影響に関する5点のご質問につきましてお答えいたします。

まず、1点目、財政面の変化につきましては、平成28年度当初予算における民間委託の1人当たりの人件費とこれまでその部署に従事してきました非常勤職員の人件費を比べますと、平成28年度当初予算から1人当たり約50万円の経費の削減となっております。

2点目、運用と責任分担についてでございますが、ごみ搬入車両の受け入れ業務等につきましては、毎年度の必要業務、必要人員について契約していますが、一般市民、事業者からの搬入受け入れに関する対応処理は、管理者のほうからも設置者の責任範囲でのお答えのとおり、全て本組合の責任下において行うものと考えております。

3点目、市民にとってのメリット・デメリットにつきましては、メリットといたしましては、公と民との協働により経費抑制となり、市民の皆様にとっては税負担の軽減につながるものと考えております。デメリットにつきましては、民間受託者の人員交代時に業務になれるまでのサービス面での心配はありますが、現在のところ、特に問題はないと考えております。

4点目、円滑な運用のための機構づくりが必要と考えるがとのご質問につきましては、ごみ処理施設における焼却運転管理業務や粗大処理施設の運転管理業務など、一定の知識・技術を要する重要な業務につきましては、十分な検証の上で導入の決定をしなくてはならないと考えております。

今後、重要な運転管理業務に関して民間委託を導入していく場合は、受託者と日々の連携・協議を行い、適正な運転処理がなされているか監視していく体制構築が必要と考えます。特に焼却処理に直接携わる業務につきましては、一定の知識・技術に加えて当施設の焼却方式に対する経験値が非常に重要になってくるものと考えます。重要業務に関する民間委託につきましては、市民の皆様、特に施設周辺住民の皆様への安全・安心を第一に心がけ、導入に関して判断をしてまいりたいと考えております。

最後に、5点目、ごみの減量化・地球温暖化防止等に対するチェック体制についてですが、焼却安定処理を維持するため、ひいては最終処分場への焼却灰搬入減少につなげるため、両市の減量化・リサイクル施策との連携を図り、市民や排出業者への減量・排出抑制への取り組み、意識の向上に向け、地道ではありますが、取り組んでいくことが重要と考えております。

また、温暖化防止への取り組みに関しましては、廃棄物の分野では、まずごみの減量化が第一と考えますが、当施設といたしましては、運転体制の見

直しから重油の使用量を減少させ、あるいは、設備面において高効率モーターの採用など電力使用量の低減化など一定の改善に取り組んでいます。今後、施設改修に係る国の支援制度を受けようとする場合、一定のCO<sub>2</sub>削減条件を満たす必要があり、現在、日々の業務における電気使用量の実績データ取りをしており、今後さらに設備の改良に伴うCO<sub>2</sub>削減に向けて調査・研究をしていく考えとしております。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

議長（白坂萬里子） これで、橋本律子議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、赤祖父裕美議員。

7番（赤祖父裕美） それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

衛生センター第2施設ごみ処理施設は、平成7年に稼働してから22年を迎えようとしています。ごみ搬入量の現状においては、過去5年間の推移を見てみましても、家庭系のごみは横ばいで、事業系は近年増加傾向にあります。また、ごみの搬入量は、平成21年度改定時は両市の分別施策や景気の低迷により減少しましたが、その後は微増に推移しています。

当施設の安定焼却量は年間3,800万トンを上回る状況にあります。今後、事業系のごみ搬入量が増加するだろうと推測されており、ごみ焼却炉の維持については大変懸念するところです。平成28年度当初予算でも維持補修費に2億5,748万円計上されており、そのほとんどが衛生センター設備の修繕工事によるものです。両市の大切な税金が費やされての工事です。以前の質問の中でも、多額な整備工事が適正であるかどうかという質疑に対して、外部審査も実施しながら実施しているとの回答をいただいているところです。

今後、基幹改修を必要とするため、平成28年度から5カ年にわたる財政計画を構築し、平成35年度稼働を目標に施設の延命化を図っていくとあります。衛生センター施設整備検討委員会で平成27年度、基本的な方向づけがなされたと思いますが、その方向性について伺います。

そして、搬入される廃棄物の搬入業者についてであります。1つ目、可燃ごみのチェックはどのようにされていますでしょうか。2つ目、直接搬入される業者はどれくらいあるのでしょうか。そして、3つ目、去年の暮れにごみ処理施設に委員会で研修に伺いました。大きな鉄くずが混入しておりました。そのときの写真でございます。この原因についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（白坂萬里子） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） ただいまの赤祖父議員の一般質問に対してお答えをさせていただきます。

1点目のごみ処理施設に係る今後の整備の方向性についてであります。今年度におきまして、今後のごみ処理施設の整備構想に係る一定の方向性を見出すこととし、両市の衛生担当課長及び財政課長の参画のもとに衛生センター施設整備検討委員会で検討を重ねております。

その結果、現有施設の延命化対策を行うことで長寿命化を図り、ごみ処理施設における長期的なライフサイクルコストの軽減化につなげていくことが最善策であると同委員会からの結果が報告をなされているところでございます。

この結果を踏まえて、今後の両市の財政負担が最も軽減できる既設改修による延命化を推し進めることとし、施設の原形復旧を基本としつつ、かつ財源として国の支援制度を受けながら、より先進的な設備を取り入れた既設改良を計画していく所存でございます。

計画の目標といたしましては、本体工事を平成32年度から平成34年度までの債務負担行為による3カ年事業とするもので、それまでの間、国の支援制度を受けるための各種計画策定や必要な調査等を実施しようとするものでございます。

今後は、議会への定期的な報告を行うとともに、ご審議いただくことといたしております。

2点目の、搬入される廃棄物の搬入業者についてのご質問につきましては、事務局担当課からお答えをさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） それでは、廃棄物の搬入業者に係るご質問につきまして、衛生課からお答えをいたします。

まず、1番、可燃ごみのチェックはどのようにしているかについてです。日々の搬入受け入れ時におけるチェックにつきましては、基本的には可能な範囲での目視確認によるものです。家庭、事業にかかわらず、受付での聞き取り確認、プラットホームや粗大処理棟での投入時の目視確認や、必要に応じて搬入者に対する内容物の口頭確認、あわせて、遠隔にはなりますが、ごみクレーン担当者が一定の目視確認を行い、無線等により投入口担当者と連携を図り対応しております。

また、不定期ではありますが、管内の事業所を収集する各市の一般廃棄物収集運搬許可業者の車両に対し、抜き打ちで搬入物検査として、積み込み分を投入扉手前にあけさせて内容物の確認を行っております。受け入れできないごみを確認した場合は持ち帰りを指示し、許可業者から排出事業者への分別啓発を依頼しております。また、段ボール・古紙類などリサイクル可能な資源ごみ等が見受けられる場合につきましても、許可業者を介して啓発をお願いしているところでございます。

それから、2点目、直接搬入される業者数についてですが、当施設において直接搬入されている業者数までは特定できません。受付では搬入者の事業と家庭を分けた受け付け件数しか把握できておりません。なお、ご参考までに、許可業者以外で直接搬入される事業系ごみの搬入受け付けの件数は、平成26年度の年間実績1万5,455件、1日当たりの換算で60件ほどの受け付け件数となっております。

それから、最後に、3点目、鉄くずが混入する原因についてですが、家庭ごみ、事業ごみにかかわらず、搬入受け付け時から一定の確認を行っておりますが、1日当たりの平均受け付け件数は500件余りでありまして、特に、年末におきましては1,000件を超えるときもございます。また、搬入車両が集中する時間帯など、実際の日々の業務では、まず搬入車両の安全、事故防止のため誘導業務を優先している状況でありまして、一件一件全ての搬入件数について、ごみ全部の内容を確認できていないのが現状でございます。大きな不燃物でも、袋や段ボールに梱包されていれば、監視だけではわからず、実際に発見するのは難しく、混入の原因については明確にお答えすることはできません。

不適切なごみにつきましては、今後も地道ではありますが、広報や日々の監視、検査を行いながら搬入防止に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

7番（赤祖父裕美） 再質をさせていただきます。

修繕費がかなり、2億5,000万ほどの多額の皆さんの税金が費やされています。目視ということでしたけども、やはりもう少ししっかりとしたチェ

ック体制が必要ではないかと考えます。

実際にこのような鉄くずが入っておりました。ですので、延命趣旨といえますか、施設を少しでも長く使っていくためには、抜き打ちもされているようですが、捨てられる方への周知というのも大事ではないかと思えます。

また、聞くところによりますと、保育園の先生の友達が言っておったんですが、家庭ごみでは、主婦の私たちはごみの減量化に気を使って、プラスチックごみも細かく分別することが現在では自然と身についてきました。しかしながら、仕事場、園や、また学校で分別したものを業者が回収する際には、またそれを1つにして、燃えるごみとして分別したものを一緒にして回収されていくのを見かけると、やはり家庭で分別することはもう必要ないのではないかと行ってこられた方があります。

回収されたごみについては、事業系についても、廃プラについては資源ごみとして利用していくべきではないかと思えますが、その点についていかがでしょうか。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） それでは、お答えいたします。

先ほどご説明申しましたとおり、事業系ごみにつきましても、実際に段ボール、古紙等も分別リサイクルできていない部分が見受けられる部分がございます。それで、こちらとしましては、許可業者、また許可業者を通じた排出事業者等にさらなる分別リサイクル等を、また最終的には排出抑制に努めていただくよう広報に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

7番（赤祖父裕美） 現在、ごみが少しずつ多くなり、また、事業系につきましては、先ほどもございましたが、多くなってきております。ごみの減量ということにつきましても、プラスチックごみについてはしっかりと資源ごみにしていくべきではないかと私は思えますし、それにつれてごみが減量していくのではないかと考えます。

また、子供たちのごみへの環境教育につきましても、しっかりとごみの分別をするということを教えていると思えますが、そういった事業所につきましても、そういった教育がきちとなされるということは大切なことだと思います。

それから、もし目視をしまして、こういった鉄くずが入っていたということになりましたならば、そういったときのペナルティー、また公表につきましてはどのように考えておられますでしょうか。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） お答えいたします。

ペナルティーの関係でございますけれども、こちらにつきましては、不燃物を含め、あるいは管内・管外のごみにつきましての部分で展開検査によりまして確認をしておりますけれども、そういった不適切な部分はなかなか見つけられない部分が往々にしてございます。

しかしながら、不燃物に関しましては、許可業者を通じて持ち帰りをさせていただいているところでございます。これにつきましても、許可業者は複数の業者を回っての搬入となりますので、実際的にはこの不燃物自体がどこの排出業者であるかという特定にまでは至っていないのが事実でございまして、そこら辺の部分につきましては、許可業者を通じて広報を地道にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

- 7 番（赤祖父裕美） 実際にこのような大きな鉄くずが入っているわけです。ですので、そのことによって炉がかなり傷む。私たちの税金がそこに2億5,000万ほどの修繕費に費やされているということですので、そういった業者につきましては、私たちにもわかるようなことが求められているのではないかと思います。そして、やはり厳しいチェックが必要であると思っています。
- 昨年の9月議会でも答弁がありました、施設整備計画のスケジュールは平成27年度中で検討するという回答をいただいております。先ほども管理者から答弁をいただきましたけども、平成32年度から34年度まで、今度、基幹工事をして、32年度までにはまだ4年間大切に使用していかなくてはなりませんので、やはり日ごろのそういった不燃物へのチェックということもしっかりとしていただきたい。
- 調べましたら、湖南省も34社、許可業者がございました。また、1つずつは大変だとは思いますが、そういったことを受け入れている業者につきましてもしっかりとチェックをしていただきたいと思います。
- また、今後、衛生センター施設が単に延命化だけでなく、先ほども言われました省エネやCO<sub>2</sub>の削減などの機能向上も考えていくようです。以前、おられました議員が質問されておりましたけども、衛生センター施設整備検討委員会の中に専門委員は必要と私は考えます。こういったCO<sub>2</sub>の削減につきましても、かなり専門的になりますので、現在はこの専門委員についてはどのようになっていますでしょうか。

議長（白坂萬里子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） お答えいたします。

検討委員会の今後の構成でございますけれども、あくまで今年度につきましては、方向性を見出しております、基本的には現施設の原形復旧をもとに最新設備の導入というような思いでございます。基本的にはこれからの国の支援制度を受ける範囲の中で、やはり最新設備の導入ということが求められておりますし、CO<sub>2</sub>の削減が一定のクリアの条件になっておりますので、そういった部分につきましては、今後、検討委員会の中で進めていきたいというふうに思っております。基本的に原形復旧、最新設備の導入というような方向でございますので、これが新施設となれば新たな焼却方式からというような一からの検討が必要なことは認識しておりますけれども、現在については両市と連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（白坂萬里子） 赤祖父議員。

- 7 番（赤祖父裕美） 両市からの多額な負担金で運営されていますし、これからはしっかりとチェックをしていただきまして、少しでも長くこの施設が利用できますように、事業系ごみの金額が少し上がりまして、ごみの減量化に期待するところではございますが、今後、しっかりとチェックをいただきますことをお願い申し上げまして、一般質問とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） お知らせします。質問は一応3回となっております。ただいまのは答弁がありませんので、以後、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番、山岡光広議員。

- 2 番（山岡光広） 日本共産党の山岡光広です。甲賀広域行政組合議員として初めて質問をさせていただきます。

大きく2つのテーマです。

まず最初は、先ほども同僚議員が取り上げましたけれど、さきの救急搬送の遅延事案を受けて、何よりも再発防止のために何が必要かというテーマで質問させていただきたいと思ひます。

質問に入る前に、24時間365日、警防活動の最前線でその任務を遂行

していただいている消防隊員の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。その上で安全かつ効果的に任務を遂行するためには、隊員の行動に関する安全管理の徹底、多種多様な災害に対応した訓練が求められます。その際、平成23年に改訂されました警防活動等における安全管理マニュアルを生かすことが事故防止につながることをまず最初に申し上げたいと思います。

さて、甲賀広域消防管内において、3月1日夕刻、交通事故の傷病者を救急搬送中、搬送経路を間違っ、通常30分程度で病院に到着するところ59分を要する遅延事案が発生しました。発生事案の直接的要因を明らかにするとともに、再発防止に最大限の努力と対策を講じる必要があります。そこで、7点についてお伺いします。

まず1つは、甲賀広域消防には湖南・甲賀7署に9台の救急車が配置されています。年間の出動件数は、平成27年の場合5,435件にも及びます。単純に計算しまして、1日約15件の出動をいただいているわけです。ですから、当然、出動要請管内の救急車両が既に出動している場合、他の救急車両を要請することになります。そこで、お伺いします。こうしたケースは年間でどれだけの件数なのか、そのときは何を基準に出動命令を出すのか、お伺いします。

2つ目は、搬送先の医療機関への要請は現場で対応されますけれども、医療機関の選定基準とは何か、お伺いしたいと思います。

3つ目は、その際、第1次要請先で受け入れを拒否されたケースはどれだけのなのか。特に重症救急患者の受け入れに際して、2次救急医療体制で受け入れができないケースはどれだけのなのか。管内で発生した事案で3次救急に搬送されるケースはどれだけのなのか。可能ならば搬送先の医療機関の資料を提供していただきたいと思います。

4つ目は、医療機関への搬送経路はマニュアル化されているのか。仮に交通渋滞や事故などで迂回せざるを得ない場合は、現場の救急隊の判断なのか、指令本部の判断なのか。現場と指令本部との連携はとれているのか、お伺いしたいと思います。

5番目は、救急搬送中は隊長指揮のもとで団結し、相互の安全確認を要することがマニュアルでも指摘されているところです。同時に、救急車両の運行状況について、指令本部も掌握する必要があります。先ほども指摘がありましたけど、救急車両にGPS機能やナビは装備されているのか、それらと指令本部のシステムは連動されているのかどうか。新しい高機能指令システムができれば、それらは一定改善されると思いますけれども、現行のシステムについてのご答弁をお願いしたいと思います。

6つ目は、冒頭紹介しました安全管理マニュアルに基づいて各消防本部でみずからのマニュアルの整備に努めてほしいと、こういうふうにマニュアルの中では指摘されています。それに基づいて甲賀広域消防本部として整備されているのか、お尋ねしたいと思います。

このテーマの最後に、今回の事案を通じまして、管理者として再発防止に生かすべき教訓は何と認識されているのか、お伺いしたいと思います。

大きく2つ目は、119のファクスについてお尋ねしたいと思います。

私も初めて議員にならせてもらって最初の日に視察をさせていただきました。大変申しわけなかったんですけど、119ファクスがあることを私自身は認識していませんでした。119回線別利用状況を見ましたら、平成27年の場合7,172件、最も多いのが携帯電話で2,832件、約4割です。次いでIP電話2,355件、固定電話1,985件となっています。

指令本部には、先ほども紹介しました119ファクスが設置されています

けど、このファクス利用の実績はどうか、お尋ねします。

実際にファクスを利用して119緊急連絡をする対象は聴覚障害者が多いと推察されますけれども、そうした対象家庭には119ファクスの存在は周知されているのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（白坂萬里子） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

管理者。

管理者（中嶋武嗣） 山岡議員のご質問にお答えいたします。

今回の救急搬送に係る遅延事案につきましては、隊員間の連携や機関員の地理感といった基本的なものが重なって不足し、招いたものであると考えております。

救急車は、第一義は人の命を運ぶものであることをいま一度真摯に受けとめながら、救急車のハンドルを預かる機関員は、管轄内の地理はもとより管轄外の救急病院への経路を熟知し、いかなる場合でも対応できる柔軟性と高度な運転技術の向上に精進していかなければなりません。

組織といたしましても、救急隊長はむろんではありますが、当然、隊長より具体的な指示を行い、部下がその指示内容を十分に把握しているかの判断能力を点検し、また、部下も指示に対する確認を行うことにより、迅速で適切な救急搬送が可能となるものであります。

また、再発防止の教訓についてであります。議員仰せのとおり、24時間365日体制で取り組む常備消防職員におきましては、絶えず緊張感を持って任務につくことが求められております。

今回の事案につきましては、技術面や、あるいは組織力だけでなく、消防職員個々の気構えなどに対して多くの教訓を残したところがございます。根本的な原因を多角的に検証し、さらには、その防止策として対応策をしっかりと見直し、日常業務に確実に反映していかなければならないものと考えております。

なお、ご質問の詳細につきましては、消防長よりお答えをさせていただきます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼いたします。引き続きまして、山岡議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、出動要請管内の救急車両が既に出動している場合について、他署の救急車を出動させた事案は、平成27年において817件ございます。出動指令は、出動計画に基づき地理的条件や交通状況を考慮して出しております。

次に、医療機関の選定基準について。医療機関の選定は、滋賀県が定めます傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準に基づき、医療機関リストから傷病者の症状に適した医療が速やかに施せるとともに、傷病者のかかりつけの病院、傷病者及び傷病者の家族の希望などを考慮して行っております。なお、滋賀県の基準は、傷病者の状況を観察し、傷病者の生命の危機の回避及び後遺症の軽減を図るため、緊急性、専門性、特殊性の観点から定められております。

議員要望のリストにつきましては、お手元の資料に抜粋としてつけさせていただきます。

次に、第1次要請先で受け入れを拒否されたケースについてでございます。平成27年におきましては、第1次要請が拒否されたケースは653件であります。重症救急患者は2次救急病院で受け入れができなかったケースが47件となります。また、3次救急病院に搬送されたケースは831件となつ

ております。

なお、搬送先の医療機関の資料につきましては、別紙医療機関リストをご参照ください。先ほどのとおりでございます。

次に、医療機関への搬送経路のマニュアルについては、搬送病院が決定した場合、現場から病院までの経路につきましては、搬送時間、搬送距離、道路事情などを総合的に判断して、安全かつ最も速く搬送できる経路を救急隊が選定し、傷病者の観察を継続し、必要な処置を行い、救急搬送を実施しております。

今回の遅延事故を受け、甲賀地域メディカルコントロール協議会に報告するとともに、本件事案の事後検証及び再発防止策について指導・助言をいただいております。

なお、検証を踏まえ、次の再発防止策を徹底してまいります。1つ、隊長は適切な搬送経路を機関員に的確に指示すること。通行上注意が必要な箇所があれば、誤認識がないように具体的に注意喚起を実施するとともに、機関員が喚起内容を誤認識していないか確認を行うこと。搬送病院が決定し、搬送経路に高速道路を使用する場合、または搬送経路が複雑な場合は、カーナビゲーションシステムを活用して搬送経路を確認しながら搬送すること。隊長は、車両前部が機関員のみになる場合は適宜声をかけ、さらに現在地、進行方向、経路などを確認し、機関員と絶えず意思疎通を図ること。また、通信指令課からは、そのときの道路状況、混雑状況あるいは現況の経路について適宜確認をする旨伝えております。以上をもって徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

次に、GPS機能とカーナビゲーションについてのご質問でございますが、先ほど橋本議員の答弁で述べさせていただきましたとおり、全ての救急自動車にGPS機能を付加したAVM（車両動態管理）装置及びカーナビゲーションは備えてありますが、現在の指令台ではGPS機能は直接情報をリンクして利用することはできません。

次に、消防本部独自のマニュアル整備につきましては、当消防本部警防活動規程では現場活動について、また救急業務規程では救急活動について活動内容を定めております。あわせて、同マニュアルを受け、救急活動、警防活動を遂行するに当たり留意しなければならない安全管理上必要な事項については、適時隊員に周知させるとともに、消防庁が運用する消防ヒヤリハットデータベースを活用し、安全管理の知識向上を図り、訓練を実施し、あらゆる災害現場において円滑な活動が行えるように取り組んでおります。

次に、119ファクスについてでございます。

平成27年度における119番ファクスの利用実績は、通報訓練が2件、実災害通報はございませんでした。また、平成12年3月に119番ファクス導入以降、実災害の通報は数件となっております。

聴覚障害者に対する周知につきましては、甲賀市・湖南市の福祉担当課から伝えていただくとともに、組合ホームページにも掲載しております。また、住民防火指導等で対象者がおられるようなことがあれば、十分な説明をしております。

新システムでは、119番ファクスに加えてウェブ119という携帯電話のウェブ機能を利用して緊急通報受信ができるプランを立案しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議 長（白坂萬里子） 山岡議員。  
2 番（山岡光広） ご答弁ありがとうございました。先ほど可決されましたけど、今年と来年にかけてきちんと整備をされます高機能消防指令施設、これがで

できればかなりの部分が改善されるということについては理解をするわけなんですけれど、先ほども言いましたように、その指令システムがどういう中身なのか、私自身がもう一つ、資料も含めて十分ではありませんので、若干その分に関して質問をさせていただき、今回の事案がそのことによって解決できるのかどうかという立場から幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、1つは、やっぱり災害が起こったときに現場に到着する時間をいかに短縮するのか、このことは大事なことだと思います。つまり、災害がどこで起こっているのかということを一早く決定するというか、位置を特定すると、そのことが大事だと思うんです。新しいシステムでは当然のことながら、固定電話あるいは携帯電話、さまざまな方法で情報が入ってきます。それはその画面の中で特定できるという認識でいいのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

2つ目は、先ほども私お聞きしました。本当を言えば、一番近いところの救急車が出動したら現場到着も一番早いわけなんですけれど、限られている消防車両ですので、先ほどもおっしゃったように、重なってというか、先に出動して、そして一番近いところの救急車両が現場に行くということのケースも少なくないというふうに思います。

他市の高機能システムのところでは、直近の車両等による最適部隊の編成、つまり、どこの車両が一番近いのかということを高機能システム自身が判断をして指定すると、指令のシステムそのものがそういうふうなことになっているんですけど、新しいシステムはそれに十分対応できているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、もう1つは、基本的な点ですけど、災害が発生し、こういう救急搬送をする場合に大事なことは、先ほど管理者もお答えされたように、事の情報現場も指令本部も共有することやというふうに思うんです。その共有という点で、例えばですけども、どこどこのところに搬送するというのは現場で判断されますよね。現場で判断されるその判断のやりとりも含めて指令本部できちんと対応できているのかどうか、連絡・調整はできているのかどうか、この点をちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど同僚議員の質問に対する答弁で、私、聞かせてもらって、若干、納得がいかないというか、不確かな部分がありました。今回の事案の場合に済生会滋賀県病院に確定したのはいつの時点なのか、お尋ねしたいと思います。現場に到着して、その現場の待機のところで確認をされたのか、現場到着して、そこから、先ほどのご答弁でいえば、この管内で受け入れる施設がなかったのかというふうにおっしゃいまして、そこから出発する過程の中で救急車両の中で確定したと、こういうふうに理解したらいいのかどうか、その点、再度お尋ねしたいと思います。

今もおっしゃったんですけど、GPS機能でその消防車両がどこの搬送先に向かってどの経路、どの地図上のところを今運行しているのかというのは、新しい高機能のシステムであれば地図上に一目瞭然で、指令本部も確認できるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

ということはどういうかと言いましたら、もちろん現場の救急隊の役割は非常に重要です。しかし、今回の問題もそうですけど、現場の救急隊だけに全て責任があるということではなくて、やっぱり指令本部との連携ということが大事だと思いますし、チェックはいろんな形で複合的にチェックする、そういう体制が必要ではないかと思うんです。その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど搬送の経路についてはマニュアル化されているのかということについてお聞きしましたら、私がお聞きしたのは、マニュアル化され

ていないけれども、そのときに総合的に判断して現場の救急隊の判断で赴くと、こういうふうにおっしゃったと思うんですけど、それでいいのかどうか。一般的にですけど、一般的にどここの病院と搬送先が決まれば、一番適切に一番速く行ける経路というのはマニュアル化されているのは当たり前と違うのかなと私は思います。その上でなおかつ道路事情やさまざまな事情を勘案して、その時点で判断するということが大事ではないかなと思うんです。そういう意味でマニュアル化されているのかどうかということをお尋ねしましたので、その点についてお尋ねしたいと思います。

最後の119ファクスについては、実績が基本的にはないということですが。私は、聴覚障害者の人たち、あるいは、最近では言語に障害を持つ方々もおられます。今後、新しい高機能システムができれば、先ほどおっしゃったように、119ファクスと、ウェブによるメールによる119というのもさらに幅が広げられるということをお教えいただきました。一度というか、一度周知はされたようですけど、やっぱり聴覚障害者の方々やその家族、それから言語障害を持っておられる方々、例えば障害者手帳を受けたときには必ず、こういう方法があるんですよということがきちんと周知されるということが大事なことではないかなと思うんですけど、その点についてもお尋ねしたいと思います。

議長 長（白坂萬里子） 事務局。

消防長（荒川庄三郎） 山岡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、発信地情報でございますけれども、現在、固定電話は発信地情報装置がございますので、地図上にドットを落として確定することができます。携帯電話につきましては、基地局の場所を確認して、おおよその場所を特定しております。というところでございます。

次に、最適編成でございますが、今回、新たに整備する中でも、最適編成については装備されておられません。実際に稼働する救急車、8台でございますけれども、8台の場所がおおよそ15キロから30キロ円でございますので、今ある現状の場所を指令課が聞き取り判断をし、一番近い隊を出すという形にしております。

現況では、例えば水口の救急車が出ました場合には、水口管内を3つに割りまして、貴生川地先は甲南から、水口東部地域は土山から、水口の西部地域、名坂以西については甲西からという形で出動対応をとっているところでございます。

次に、病院選定でございますが、現在、私ども甲賀消防では指令課が病院選定を行っております。そして、指令課経由で救急隊に搬送病院を指定し、最適ルートを選択させております。今回の場合は甲賀病院が搬送を受け入れられないということでございましたので、重症傷病者でございましたので、3次救急病院を探し、その中から済生会を確定し、現場を出発しております。

次に、GPS機能でございますが、今後、更新予定の指令台とリンクする中では、実際には指令課におきまして、指令台の中でライセンスを受ける地図につきましては、基本的に甲賀市・湖南市両市管内地図になるかと考えております。ですので、管内を離れた場合に直接地図上にドットされるというのは、相当ライセンスの問題がありますので、困難かと考えております。

しかしながら、それとあわせて、現在、車両本体から情報をとってドット表示するのに、おおよそ1分に1回から2回の情報収集ということでございますので、平均移動速度からすれば500メートルから1キロ間隔に地図上にドットされるものと考えております。

先ほど指摘が出ましたマニュアル化についてでございますが、できる限り簡便なマニュアルを作成するとともに、病院選定経路について錯誤がないよ

うな通達をしてまいりたいと考えております。

次に、119ファクスでございますが、今後は、しっかりと障害をお持ちの方に対し十分な広報等をしながら、十分な利活用ができるような形で新たなツールとして使いこなせるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議  
2

長（白坂萬里子） 山岡議員。

番（山岡光広） ありがとうございます。ちょっと確認をしたいんですけど、この遅延事案が起こった直後に、ご説明いただいたときに、私の聞き間違いがどうかわからないんですけど、現場に着いて搬送先を選択すると、搬送先を決めるのは現場で判断する、つまり、そこに3人がおられますけど、その3人の中で確認をするというふうに聞いたと思うんですけど、そうではなくて、先ほどおっしゃったように指令本部で確定する。指令本部で確定したやつを現場に連絡すると、こういうことの確認でいいのかどうかということをもまず最初にお尋ねしたいと思います。

新しい高機能のシステムなんですけど、これ、どんなものかわからないので、議論することがなかなかできないんですけど、例えばですけど、既にもう、平成でいいましたら3年も4年も前につくっているというか、そういうところであっても、先ほど言いましたように、災害現場の直近の救急車や消防車両を自動的に選択し、災害に対応できる最適な部隊を自動的に編成すると、こういうシステムまで組んでいるところがあるんですけど、そういうことは新しいシステムを設計するときに考えられなかったのかどうか。問題はお金にかかわることで、いや、それは考えてるんだけど、お金がなかったということなのかどうか、その点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほどお尋ねしまして、再質問のときにお聞きしましたように、マニュアル化というのは、運行のマニュアル化、搬送経路のマニュアル化についてなんですけど、それは今ないということでもいいのかどうか、改めてその点を確認しておきたいと思います。もしなければですけど、それはやっぱり必要ではないかなと思います。

もしマニュアル化の中に、先ほどいただいたこの資料を見ましても、この管内の3次救急には当然済生会が入っているわけです。ですから、そういうことからすると、新しいシステムの中には甲賀と湖南市のエリアの地図は見えるわけですけど、そのエリア外になったら見えないと先ほどおっしゃったんですけど、少なくともその搬送先はきちんと見えるという、そういう地図であるのが当たり前と違うかなというふうに思うんですけど、少なくともこの甲賀・湖南の管内で災害が起こった場合に、できるだけ近いところ、管外であっても近いところの分についてはエリアがきちんと掌握できるような地図上のシステムでなければならないのではないかなと思います。

繰り返しますけど、全体についての概要、実施設計そのものについて私は熟知していませんので、間違っていたら申しわけありませんけど、お答えいただきたいと思います。

議 長（白坂萬里子） 消防長。

消 防 長（荒川庄三郎） まず、病院選定でございますけれども、特に重症傷病者の場合は、隊員3名が現場処置にとられますので、患者情報のみを本部に送致し、病院手配をかけるという手順になっております。

それと、編成でございますが、現況におきましても、どの災害にどの段階でどういう出動をさせるかというのは、機械的には自動化を一応しております。ですので、例えば、今、水口で火事が2件重なった場合には、第1次はどこの隊が、第2次はどこの隊がという形では基本的に出せるように処置は

しております。

それと、マニュアルの点でございますけれども、実際のところ、私どもが選択すべき病院と申しますのは、3次病院では、直近では済生会病院、あるいは大津赤十字病院、さらに申せば近江八幡総合医療センターの3病院になります。選ぶ経路は一定の経路になっておりますので、具体的にマニュアルをどう立てるかということにつきましては検討させていただきますけれども、当然、同一経路をとるものというふうに考えておりますので、正確なマニュアルという形にはなっていないというのが事実でございます。以上でございます。

議 長（白坂万里子） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議 長（白坂万里子） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後0時00分）